

1. 消費者行政予算の状況

(1-1) 消費者行政予算の推移：平成30年度当初予算は前年比減。うち自主財源は前年比増

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (注1)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度差	増減率
全自治体計	14,530	19,472	20,708	19,409	17,961	17,770	17,510	17,774	18,470	17,000	▲ 1,470	▲ 8.0%
基金及び 交付金	1,417 (9.8%)	7,215 (37.1%)	6,986 (33.7%)	5,679 (29.3%)	4,963 (27.6%)	5,118 (28.8%)	4,914 (28.1%)	5,784 (32.5%)	6,161 (33.4%)	4,165 (24.5%)	▲ 1,996	▲ 32.4%
自主財源	13,114 (90.2%)	12,257 (62.9%)	13,723 (66.3%)	13,730 (70.7%)	12,997 (72.4%)	12,652 (71.2%)	12,585 (71.9%)	11,990 (67.5%)	12,309 (66.6%)	12,836 (75.5%)	527	4.3%

※ 当初予算ベース。

※ 平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金(基金)から地方消費者行政推進交付金へ移行し、平成30年度当初予算以降は、地方消費者行政強化交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度以降は基金と交付金の合計額となっている。

(注1)平成23年度予算のみ最終予算ベース。

(1-2) 消費者行政予算の推移：平成29年度最終予算は前年比増 (V-1(3)②)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度差
全自治体計	16,439	19,350	20,708	20,441	18,763	17,980	17,295	17,355	17,921	566
基金及び 交付金	4,263 (25.9%)	6,891 (35.6%)	6,986 (33.7%)	6,911 (33.8%)	6,442 (34.3%)	5,873 (32.7%)	5,398 (31.2%)	5,651 (32.6%)	5,924 (33.1%)	273
自主財源	12,177 (74.1%)	12,459 (64.4%)	13,723 (66.3%)	13,530 (66.2%)	12,322 (65.7%)	12,108 (67.3%)	11,897 (68.8%)	11,704 (67.4%)	11,997 (66.9%)	293

※ 最終予算ベース。

※ 平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金(基金)から地方消費者行政推進交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度以降は基金と交付金の合計額となっている。

(2) 消費者行政予算のない市区町村数：平成30年度は前年比増 (V-1(4)③)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市区町村数	223	144	114	139	135	138	141	160	125	132

※平成29年度までは最終予算であり、平成30年度は当初予算である。

地方消費者行政の現況（ポイント） 平成30年10月

2. 相談窓口の状況

(1) 消費生活センターの数：市区町村（政令市を除く。）では前年比増（I-1(2)①）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成29年		平成30年	
								前年差	前年差	前年差	前年差		
全自治体計	501	611	684	724	745	763	786	799	13	830	31	855	25
都道府県	123	116	113	110	106	103	102	97	▲5	94	▲3	88	▲6
（うちサブセンター数）	(76)	(69)	(66)	(63)	(59)	(56)	(55)	(50)	(▲5)	(47)	(▲3)	(41)	(▲6)
政令市	26	30	30	31	31	31	31	31	0	31	0	31	0
（うちサブセンター数）	(8)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)		(11)		(11)	
市区町村(政令市を除く)	351	462	538	579	603	624	648	661	13	693	32	725	32
広域連合、一部事務組合	1	3	3	4	5	5	5	10	5	12	2	11	▲1

各年4月1日現在

(2) 市区町村(政令市を除く。)における相談窓口（消費生活センターを含む。）の設置状況

：センター設置率は上昇している（I-1(3)）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成29年		平成30年	
								前年差	前年差	前年差	前年差		
相談窓口設置の市区町村数	1,375	1,490	1,580	1,603	1,627	1,717	1,721	1,721	0	1,721	0	1,721	0
（設置率）	(77.6%)	(86.1%)	(91.4%)	(93.1%)	(94.5%)	(99.8%)	(100.0%)	(100.0%)		(100.0%)		(100.0%)	
うちセンター設置	379	525	636	725	773	814	862	932	70	1,019	87	1,084	65
（センター設置率）	(21.4%)	(30.3%)	(36.8%)	(42.1%)	(44.9%)	(47.3%)	(50.1%)	(54.2%)		(59.2%)		(63.0%)	
うち単独設置	348	462	536	577	601	622	647	660	13	691	31	724	33
広域連携	31	63	100	148	172	192	215	272	57	328	56	360	32
うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	903	859	789	▲70	702	▲87	637	▲65
うち単独設置	989	959	939	869	843	893	849	783	▲66	694	▲89	635	▲59
広域連携	7	6	5	9	11	10	10	6	▲4	8	2	2	▲6
相談窓口未設置の市区町村数	396	241	148	119	95	4	0	0	0	0	0	0	0
（未設置率）	(22.4%)	(13.9%)	(8.6%)	(6.9%)	(5.5%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)		(0.0%)		(0.0%)	
（参考）市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	1,721	1,721	1,721	0	1,721	0	1,721	0

各年4月1日現在

※「広域連携」は、広域連合、一部事務組合又はその他の広域的な連携により相談窓口（消費生活センターを含む。）を設置している自治体の数。

3. 消費者行政担当職員の配置状況

(1) 消費生活相談員の配置：相談員数は前年比増、資格保有者は前年比増（Ⅱ-3(3)）

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成29年		平成30年	
									前年差		前年差		前年差
全体	2,800	3,146	3,321	3,391	3,371	3,345	3,367	3,393	26	3,434	41	3,438	4
うち資格保有	2,140 (76.4%)	2,328 (74.0%)	2,490 (75.0%)	2,569 (75.8%)	2,549 (75.6%)	2,612 (78.1%)	2,659 (79.0%)	2,701 (79.6%)	42	2,703 (78.7%)	2	2,797 (81.4%)	94
うち消費生活相談員資格試験合格者※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	514 (19.0%)	-	967 (34.6%)	453
うち資格未保有	660 (23.6%)	818 (26.0%)	831 (25.0%)	822 (24.2%)	822 (24.4%)	733 (21.9%)	708 (21.0%)	692 (20.4%)	▲ 16	731 (21.3%)	39	641 (18.6%)	▲ 90

※改正消費者安全法（平成28年4月1日施行）第10条の3に規定する登録試験機関による消費生活相談員資格試験に合格した者。

(2) 消費者行政担当の事務職員の配置：事務職員数は前年比減（Ⅱ-2(3)）

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成29年		平成30年	
									前年差		前年差		前年差
全体	5,190	5,226	5,180	5,182	5,158	5,200	5,183	5,230	47	5,255	25	5,209	▲ 46
うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	1,528	1,531	1,497	1,489	▲ 8	1,478	▲ 11	1,440	▲ 38
うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	3,630	3,669	3,686	3,741	55	3,777	36	3,769	▲ 8

※ 赤枠内は「平成30年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果。

4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1) 消費生活相談員の平均報酬額（1時間当たりの報酬単価）（Ⅲ-2(3)）

：平均報酬額は全体で微増

単位：円、各年4月1日現在

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成29年		平成30年		増減率
						前年差	前年差	前年差	前年差	前年差		
全体	1,499	1,507	1,510	1,526	1,520	1,537	17	1,552	15	1,561	9	0.6%
都道府県	1,443	1,466	1,437	1,456	1,469	1,489	20	1,507	18	1,511	4	0.3%
政令市	1,657	1,650	1,615	1,626	1,634	1,644	10	1,639	▲ 5	1,645	6	0.4%
市	1,459	1,466	1,477	1,500	1,481	1,495	14	1,514	19	1,525	11	0.7%
区	2,249	2,237	2,241	2,253	2,268	2,277	9	2,292	15	2,283	▲ 9	▲0.4%
町村	1,369	1,384	1,455	1,425	1,431	1,466	35	1,466	▲ 0.2	1,483	17	1.2%

※全体には、広域連合及び一部事務組合を含む。

(2) 雇止めの規定等の有無：

雇止めの規定等がある自治体は減少

平成30年4月1日現在

	全自治体		「無」		「有」		その他(相談員なし等)	
	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	
都道府県	47	0	47	0	0	0	0	0
政令市	20	0	20	0	0	0	0	0
市区町村等	1,729	0	1,714	44	12	▲ 1	3	▲ 43
合計	1,796	0	1,781	44	12	▲ 1	3	▲ 43

※雇止めの規定等有る自治体の有る都道府県：
岩手県(1市)、宮城県(2市)、群馬県(1市)、石川県(1市)、長野県(1市)、
岐阜県(1市1町)、福岡県(2市)、沖縄県(2市)

※「雇止め」：条例、規程等(人事等の内部規程を含む。)において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないという規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。

(3) 消費生活相談員の処遇改善：改善を図った自治体は横ばい（Ⅲ-2(5)②）

単位：円、各年4月1日現在

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	うち 交付金等活用	
全体	130	88	111	78	114	84	138	103	189	123	248	162	274	179	271	169
(割合)	(7.2%)	(67.7%)	(6.2%)	(70.3%)	(6.3%)	(73.7%)	(7.7%)	(74.6%)	(10.5%)	(65.1%)	(13.8%)	(65.3%)	(15.3%)	(65.3%)	(15.1%)	(62.4%)
都道府県	11	7	5	3	7	3	8	3	17	7	21	9	24	11	23	9
(割合)	(23.4%)	(63.6%)	(10.6%)	(60.0%)	(14.9%)	(42.9%)	(17.0%)	(37.5%)	(36.2%)	(41.2%)	(44.7%)	(42.9%)	(51.1%)	(45.8%)	(48.9%)	(39.1%)
政令市	8	4	4	2	2	1	3	1	5	0	5	1	7	4	8	4
(割合)	(42.1%)	(50.0%)	(20.0%)	(50.0%)	(10.0%)	(50.0%)	(15.0%)	(33.3%)	(25.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(20.0%)	(35.0%)	(57.1%)	(40.0%)	(50.0%)
市区町村等	111	77	102	73	105	80	127	99	167	116	222	152	243	164	240	156
(割合)	(6.4%)	(69.4%)	(5.9%)	(71.6%)	(6.1%)	(76.2%)	(7.3%)	(78.0%)	(9.7%)	(69.5%)	(12.8%)	(68.5%)	(14.1%)	(67.5%)	(13.9%)	(65.0%)

※各年4月1日現在で、前年4月2日以降に報酬単価引上げにより消費生活相談員の処遇改善を図った自治体数と割合。

※赤枠内は「平成30年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果。

5. 事業の実施状況

(1) 相談・あっせん件数：相談件数は前年比増（VI-1(3)）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	前年度差	平成 29年度	前年度差
全自治体計	1,063,167	1,013,557	982,434	953,652	1,030,219	1,044,958	1,031,187	988,906	▲ 42,281	1,036,855	47,949
うちあっせん件数	73,610	73,000	70,471	71,790	82,493	86,303	86,316	86,633	317	86,072	▲ 561
あっせんの割合	6.9%	7.2%	7.2%	7.5%	8.0%	8.3%	8.4%	8.8%	0.4	8.3%	▲0.5
都道府県	404,624	361,013	330,690	305,641	317,264	309,448	300,208	277,039	▲ 23,169	275,778	▲ 1,261
うちあっせん件数	20,591	19,148	17,669	17,432	19,237	20,275	18,540	17,790	▲ 750	17,727	▲ 63
あっせんの割合	5.1%	5.3%	5.3%	5.7%	6.1%	6.6%	6.2%	6.4%	0.2	6.4%	0.0
政令市	182,369	187,135	189,889	181,143	199,389	200,419	197,733	190,978	▲ 6,755	192,870	1,892
うちあっせん件数	12,244	13,907	13,258	12,255	12,878	12,386	12,451	12,525	74	12,176	▲ 349
あっせんの割合	6.7%	7.4%	7.0%	6.8%	6.5%	6.2%	6.3%	6.6%	0.3	6.3%	▲0.2
市区町村等	476,174	465,409	461,855	466,868	513,566	535,091	533,246	520,889	▲ 12,357	568,207	47,318
うちあっせん件数	40,775	39,945	39,544	42,103	50,378	53,642	55,325	56,318	993	56,169	▲ 149
あっせんの割合	8.6%	8.6%	8.6%	9.0%	9.8%	10.0%	10.4%	10.8%	0.4	9.9%	▲0.9

※あっせん：単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立って、解決策を提示することなどにより、解決することを指す。

(2) 自治体職員、消費生活相談員の研修への参加：市区町村等の約25%では職員や相談員が研修に不参加（VI-2(3)①）

	都道府県							政令市							市区町村等						
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
研修参加自治体数	47	47	47	47	47	47	47	20	20	20	20	20	20	20	1,308	1,291	1,310	1,310	1,316	1,299	1,286
研修不参加自治体数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	420	438	418	419	413	430	443
参加自治体数の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.7%	74.7%	75.8%	75.8%	76.1%	75.1%	74.4%

※ 赤枠内は「平成30年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果。

5. 事業の実施状況

(3) 講習等（出前講座を含む。）の実施：全ての都道府県・政令市で消費者向け講習等を開催（VI-3(2)）

	都道府県			政令市			市区町村等		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
講習等実施自治体数	47	47	47	20	20	20	956	948	969
出前講座実施自治体数	45	43	43	20	19	19	842	836	868
出前講座未実施自治体数	2	4	4	0	1	1	887	893	861
講習等未実施自治体数	0	0	0	0	0	0	773	781	760
実施自治体の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	55.3%	54.8%	56.0%
出前講座実施自治体の割合	95.7%	91.5%	91.5%	100.0%	95.0%	95.0%	48.7%	48.4%	50.2%

(4) 庁内外における連絡会議等の設置（庁内外連携）（VI-6(2)）

：ほとんどの都道府県・政令市で連絡会議等を設置

（平成30年4月1日現在）

	庁内の他部局を集めた会議等を設置			他の自治体、団体等との会議等を設置			（参考） 全自治体数
	平成29年	平成30年		平成29年	平成30年		
	自治体数	自治体数	設置率	自治体数	自治体数	設置率	
全体	280	287	16.0%	661	674	37.5%	1,796
都道府県	43	45	95.7%	46	46	97.9%	47
政令市	18	17	85.0%	14	12	60.0%	20
市区町村等	219	225	13.0%	601	616	35.6%	1,729

(5) 外部有識者、専門家の活用（VI-6(3)①）

：全ての都道府県・政令市で外部有識者等を活用

（平成30年4月1日現在）

	活用している自治体数			活用していない自治体数			（参考） 全自治体数
	平成29年	平成30年		平成29年	平成30年		
	自治体数	自治体数	割合	自治体数	自治体数	割合	
全体	603	599	33.4%	1,193	1,197	66.6%	1,796
都道府県	46	47	100.0%	1	0	0.0%	47
政令市	20	20	100.0%	0	0	0.0%	20
市区町村等	537	532	30.8%	1,192	1,197	69.2%	1,729

地方消費者行政の現況（ポイント） 平成30年10月

6. 法執行の実施状況

(1) 各関係法令に基づき都道府県・政令市において法執行を実施（VI-4(1)）

	都道府県								政令市							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
景品表示法 ※1	22	29	62	503	905	930	925	0	0	0	4	4	5	8		
指示	22	29	62	3	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-		
措置請求	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-		
合理的根拠の提出要求	-	-	-	0	1	0	3	-	-	-	0	0	0	0		
措置命令	-	-	-	0	3	1	8	-	-	-	0	0	0	0		
その他行政指導	-	-	-	500	901	929	914	-	-	-	4	4	5	8		
JAS法 ※2	26	31	33	22	9	-	-	1	1	0	0	0	-	-		
指示	26	30	32	21	8	-	-	1	1	0	0	0	-	-		
命令	0	1	1	1	1	-	-	0	0	0	0	0	-	-		
食品衛生法	217	242	250	204	221	231	250	66	68	95	126	109	126	117		
物品廃棄命令	10	26	23	15	18	20	24	6	0	8	10	10	2	7		
営業停止命令	158	185	201	159	178	155	169	31	30	44	81	84	93	75		
営業禁止命令	49	31	26	30	25	56	57	29	38	43	35	15	31	35		
営業許可取消命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健康増進法 収去	51	50	51	50	0	0	0	7	3	3	3	3	3	3		
米トレーサビリティ法	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	0	0		
勧告	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	0	0		
命令	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	0	0		
食品表示法	-	-	-	-	-	11,568	10,347	-	-	-	-	-	3,623	4,166		
指示	-	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-	1	12		
命令(法第6条第5項)	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	0	1		
命令(法第6条第8項)	-	-	-	-	-	0	1	-	-	-	-	-	1	0		
収去	-	-	-	-	-	11,558	10,336	-	-	-	-	-	3,621	4,153		

	都道府県								政令市							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
家庭用品品質表示法	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
指示	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
公表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特定商取引法	82	81	97	55	54	36	37	0	0	0	0	0	0	0		
指示	15	28	27	8	17	11	13	0	0	0	0	0	0	0		
業務停止命令	67	53	70	47	37	25	24	0	0	0	0	0	0	0		
割賦販売法	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
改善命令	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
業務停止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
許可・登録取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
貸金業法	28	18	24	9	16	24	16	0	0	0	0	0	0	0		
業務改善命令	1	4	6	1	5	12	12	0	0	0	0	0	0	0		
業務停止命令	14	10	12	4	7	10	4	0	0	0	0	0	0	0		
登録取消	13	4	6	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
旅行業法	29	5	14	6	4	9	9	0	0	0	0	0	0	0		
業務改善命令	0	5	12	2	1	3	6	0	0	0	0	0	0	0		
業務停止命令	0	0	0	0	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0		
登録取消	29	0	2	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
宅建業法	261	246	306	239	216	139	203	0	0	0	0	0	0	0		
指示	73	76	62	33	25	25	27	0	0	0	0	0	0	0		
業務停止命令	36	51	64	69	59	31	40	0	0	0	0	0	0	0		
免許取消	152	119	180	137	132	83	136	0	0	0	0	0	0	0		
消費生活関係条例	345	344	337	357	314	288	320	164	157	214	137	146	126	38		
指導	309	316	309	311	290	280	301	160	145	204	134	146	124	38		
勧告	19	21	12	19	14	6	10	3	2	6	2	0	1	0		
公表	17	7	16	27	10	2	9	1	10	4	1	0	1	0		
禁止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※「-」は調査していない項目。

※1 不当景品類及び不当表示防止法。法改正に伴い、「指示」及び「措置請求」は施行前(平成26年11月)までの件数、

「合理的根拠の提出要求」及び「措置命令」は施行後(平成26年12月)からの件数を表示。

※2 日本農林規格等に関する法律(JAS法)。JAS法の品質表示基準に係る部分は食品表示法(平成27年4月1日施行)に統合されたので、平成28年度以降は実績がない。